

令和3年10月1日

各位

アイオー信用金庫

新型コロナウイルス「緊急事態宣言」解除に伴う当金庫の対応について

群馬県における政府発令の「緊急事態宣言」が令和3年9月30日（木）をもって解除となりました。

これを受けまして、アイオー信用金庫では令和3年10月1日（金）以降、次の通り対応させていただきます。

なお、引き続き店舗内の換気やATMコーナーの定期清掃、職員のマスク着用等、感染予防に努めて参ります。

宣言期間中のご理解ご協力に心から感謝申し上げます。

1. 昼休み時間の終了について

昼休み時間を終了し、通常営業を再開いたします。

なお、下記店舗は引き続きAM11:30～PM12:30の間、昼休み時間を設けさせていただきます。

〈玉村支店、大手町出張所、湊名出張所、名和出張所〉

2. 窓口の縮小について

「3密」回避や接触機会削減の観点から、引き続き窓口は最小限とさせていただきます。

3. 渉外活動について

通常の活動を再開いたします。

4. 水曜ローンの日の対応について

出張所を除く17店舗にて実施しております「水曜ローンの日」の時間外対応については、10月6日（水）より通常どおり実施いたします。

5. 日曜相談プラザの対応について

TBSハウジング支店と太田営業部にて実施しております日曜相談プラザにつきましては、10月3日（日）より再開いたします。

お問合せ先：アイオー信用金庫 営業推進部

電話 0120-880-179

